

## 絶対にやめましょう 家庭ごみの野外焼却（野焼き）

野焼きは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体への悪影響も心配されることから、廃棄物処理法で一部の例外規定を除き、禁止されています。家庭での簡易焼却炉、古いドラム缶を使用している家庭ごみの焼却も禁止行為です。違反した場合には、5年以下の懲役、1000万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられる場合がありますので、絶対にやめましょう。なお例外行為であっても、煙やにおいで周辺住民に迷惑を及ぼす行為は、行政指導の対象になりますので、行わないようにしましょう。

### 例外規定について

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（道路側溝の草焼きなど）
- ② 災害の予防、応急対策や復旧のために必要な廃棄物の焼却（火災予防訓練など）
- ③ 風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんと祭など）
- ④ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑、下枝の焼却など）
- ⑤ 日常生活を営む上での軽微な焼却（落ち葉炊き、キャンプファイヤーなど）

### 使用してよい焼却炉とは

- ① 空気取り入れ口および煙突の先端以外に焼却設備内と外



以上の基準を満たしている焼却炉であれば使用してよいとされています。

### 【問い合わせ】

市民生活部環境課 生活環境係  
☎ 0220 (58) 5553



8月18日の  
3歳児健診（3歳6カ月～7カ月児）で  
むし歯がなかった  
子は、市内2地区で  
15人中8人  
でした



千葉 愛徠ちゃん  
(南方町大袋・勝恵さん)



大槻 苺甘ちゃん  
(米山町今泉・利幸さん)



田口 颯太くん  
(米山町六軒屋敷・香緒里さん)



西條 公輝くん  
(米山町千貫・寛さん)



佐藤 岳人くん  
(南方町狼掛・貞幸さん)



佐藤 新太くん  
(南方町一ノ曲・基樹さん)



白鳥 麻衣ちゃん  
(南方町沼崎・正さん)



佐藤 芽依ちゃん  
(南方町大門・裕一さん)

※（ ）内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。

## 農業委員会からのお知らせ

～農地パトロールの実施について～

耕作放棄地（遊休農地）は全国的に増加し、営農環境や生活環境に悪影響を及ぼす土砂や産業廃棄物の捨て場となる恐れがあります。農業委員会では、わたしたちの生存に欠かせない食料の生産基盤である「優良農地」の確保と農地を有効利用するため、また農地などの汚染につながる産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の発見・防止のため、市内一斉に農地パトロールを実施しますので、ご協力をお願いします。

【時期】 10月27日（火）～10月30日（金）

ただし、津山地区は、11月4日（水）～5日（木）の予定

【調査員】 農業委員、農業委員会業務推進協力員、担当職員

【対象地】 市内全域（農業振興地域整備計画に定める農用地について実施します）

【調査内容】 耕作放棄地および無断転用と思われる農地の現状を調査

【管理・手続き】 自己管理地が耕作放棄地化（遊休農地化）していると思われる人は、適切な維持管理を行ってください。特に高齢化などにより耕作が困難な場合は、利用権設定・小作契約など（賃貸借）について農業委員にご相談ください。また、農地を農地以外（宅地・資材置場・駐車場など）にする場合、県知事の許可を得なくてはなりません、このことを知らずに許可なく転用し、農地以外の用途に使用してしまった人は、最寄りの総合支所農業委員会担当者にご相談ください。

【問い合わせ】 農業委員会事務局 農地管理係

☎ 0220 (34) 2317

## 宮城県防災指導員養成 講習会の開催について

県で4月に制定された「震災対策推進条例」では、地域や事業所などにおいて震災対策に関する活動の中心的な役割を担う宮城県防災指導員を養成することになっています。市においても下記のとおり、宮城県防災指導員養成講習会を開催します。ぜひご参加ください。

■日時 11月22日（日）午前10時～午後4時

■場所 消防防災センター

■対象 市内在住の人

■定員 50人程度（先着順）

■費用 1,000円（テキスト代）

■申込方法 電話、ファクシミリ、持参  
※ファクシミリ・持参で申し込みの場合は、応募用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入してください。

■申込期限 11月9日（月）

■その他 講習会終了後、宮城県防災指導員認定書を交付します。

【申し込み・問い合わせ】

総務部防災課 危機対策係

☎ 0220 (22) 2130



## 宮城県知事選挙

投票日

10月25日（日）

午前7時～午後7時

大切な一票を、棄権することなく、忘れずに投票しましょう。

なお、投票日に都合が悪い人は、早めに期日前投票を済ませましょう。

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局

☎ 0220 (22) 2198



◇おわびと訂正  
広報とめ10月1日号に誤りがありました。おわびして訂正いたします。  
・26ページ  
「10月の納税」の納期限  
(正) 11月2日(月)  
(誤) 10月31日(土)

## 「登米市消費者行政リーダー養成講座」 受講生募集のお知らせ

9月1日に消費者庁が発足したことにより、消費者行政推進体制の整備が進められ、消費生活に関する情報収集がスムーズに行われるようになります。

それに併せて、市では市民の皆さんの安全・安心を守り、豊かな消費生活の浸透を目的に、今年度から消費者行政リーダー養成講座を開催し、市民の皆さんと一体となった消費者行政の取り組みを計画しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。※リーダー養成講座は21年度と22年度の2年間継続事業です。

◆21年度講座内容

11月	「私たちを取り巻く消費生活」～消費者庁発足でどう変わるの？～
12月	「食品に関するお話」～食品の表示、もっと詳しく～
	「いつまでもなくなる振り込め詐欺・悪徳商法・多重債務」
1月	「知って得する生命保険」～子育て家庭の保険と保証など～
2月	「あなたの財産を守る！」～金融商品の落とし穴～

※講師の都合などにより、内容が変更になる場合があります。

【募集期限】 11月10日（火）

【定員】 50人（定員になり次第締め切ります）

【受講料】 無料

【申込方法】 電話、ファクシミリ

【申し込み・問い合わせ】 産業経済部商工観光課 商業振興係

☎ 0220 (34) 2734 FAX 0220 (34) 2802

◆お知らせ◆ 11月1日（日）に開催予定の「北方地区市民芸能文化祭」は、新型インフルエンザの感染拡大を防ぐため中止します。

【問い合わせ】 北方公民館 ☎ 0220 (22) 2149

